

## 第1条（目的）

本約款は、リコージャパン株式会社（以下「乙」という。）が提供する「リコー ヘルスケア IT インフラサービス」（以下「本サービス」という。）の提供条件および乙と本サービスを利用するお客様または第2条第4項で定めるパートナー（以下総称して「甲」という。）との権利義務を定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「本サービス」とは、本条第3項で定める対象施設において電子カルテ等の医療情報システムが適切に稼働するための情報通信機器およびネットワーク環境の構築から保守までをワンストップで提供するサービスであり、その提供内容は第3条に定めるとおりとする。
2. 「対象機器」とは、別途売買契約または賃貸借契約に基づき、乙が甲に導入する情報通信機器類をいう。
3. 「対象施設」とは、本サービスを提供する対象となる医療機関の施設をいう。主として無床診療所を想定し、小規模病院、歯科医院、調剤薬局等も含むものとする。
4. 「パートナー」とは、電子カルテシステム等の医療情報システムを提供する企業であって、本サービスの提供にあたり乙と協力関係にある事業者をいう。パートナーは甲に対し医療情報システム本体の提供・導入を行い、乙は当該パートナーと連携して本サービスを提供する場合がある。

## 第3条（本サービスの内容）

1. 乙は本サービスとして、対象施設において、電子カルテ等の医療情報システムが円滑かつ安全に稼働できる IT インフラ環境を構築・提供し、その後の保守・サポートを一貫して提供するものとする。
2. 本サービスの具体的な内容および提供条件は別紙のとおりとする。
3. 本サービスの対象地域は、日本国内に限られるものとする。

#### 第4条（申込および契約の成立）

1. 甲が本サービスの提供を希望する場合、乙所定の申込書・注文書等（以下「申込書等」という。）に必要事項を記入し、本約款に同意の上、乙に提出するものとする。
2. 乙は、前項の申込を受領した後、受諾の可否を判断する。乙が申込を承諾した場合、乙は甲に対して書面交付または電子メール等乙が認める電磁的方法による承諾の意思表示を行い、当該通知が甲に到達した時点で本サービス利用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

#### 第5条（契約期間および更新）

1. 本契約の契約期間は、別途申込書等に定める期間（以下「利用期間」という。）とする。本サービスは、甲または乙が利用期間満了日の2ヶ月前までに相手方に本サービスの利用期間終了に関する意思表示（書面交付または電子メール等乙が認める電磁的方法を含む。）を行わない限り、利用期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲は、利用期間中は本契約を中途解約することはできないものとする。ただし、甲が自己の都合により利用期間内の解約を希望し乙がこれを承諾したときは、甲は乙に対し残存期間に係る本サービスの未払利用料金全額を一括して直ちに支払うことにより、本契約を中途解約できるものとする。

#### 第6条（料金および支払条件）

1. 甲は、本サービスの対価として、乙が別途定める本サービスの利用料金を乙に支払うものとする。本サービスの具体的な金額等は、申込書等に従うものとする。
2. 本サービスの料金には消費税等は含まれていないものとする。甲は、利用料金に加えて、所定の消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとする。
3. 甲は、乙から発行される請求書記載の支払期日までに、前項の利用料金等を乙の指定する方法により支払うものとする。振込手数料その他支払に係る費用は甲の負担とする。
4. 甲が利用料金の支払を遅延した場合、甲は支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を乙に支払うものとする。また、支払遅延が発生した場合、乙は直ちに本サービスの提供を一時停止することができるものとする。

#### 第7条 (保守)

1. 乙は、本サービスの提供期間中、甲に対し対象機器および関連システムに関する保守を提供する。保守の内容は仕様書等に定めるとおりとする。
2. 甲が本サービスに含まれない保守の提供を希望する場合には、別途乙に対し追加の保守契約またはオプションサービス契約の締結を申し入れることができるものとする。

#### 第8条 (甲の義務・遵守事項)

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、本約款および乙の指示に従いまた医療情報システムを扱うにあたって遵守すべき医療法、個人情報保護法、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等の法令・ガイドラインを遵守し、善良な管理者の注意をもって本サービスおよび対象機器を利用・管理するものとする。
2. 甲は、本サービスの提供を円滑に受けるため、乙から合理的に求められた協力を行うものとする。これには、仕様書等に定める条件を満たす設備や情報の提供、作業日時の調整への協力、対象施設への乙作業員の立入許可、作業に必要な甲側関係者の立会い・対応、パートナーとの三者打合せへの参加などが含まれる。
3. 甲は、本サービスの利用に際して利用者（対象施設の職員や関係者含む。）に対し必要な周知と監督を行うものとする。
4. 甲は、本サービスの提供中に電子カルテシステムの入替え、新たなシステム導入、施設の移転や増築等の設備構成や医療情報システム環境に重大な変更を行う場合、事前に乙に通知し協議するものとする。甲の都合により発生した本サービスの構成変更や追加に係る費用等については甲負担とする。甲が変更を行った結果、本サービスの品質低下や不具合が生じた場合、乙はその責任を負わないものとする。
5. 甲は、対象機器に関しウイルス感染、不正アクセス、故障の兆候等の異常を発見した場合、速やかに乙に通知するものとする。
6. 甲は、本サービスに関連して患者、他の事業者等の第三者からクレーム・請求等がなされた場合、乙と甲は誠意をもって協議し対応するものとする。

#### 第9条 (禁止事項)

甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1). 本サービスにより利用可能となった情報やノウハウを第三者に漏洩すること。

- (2). 本サービスを介して知り得た乙またはパートナーの秘密情報を不正に使用または開示すること。
- (3). 本サービスの提供に関連して乙またはパートナーから提供された文書・マニュアル等の内容を許可なく転載・複製・改変すること。
- (4). その他、乙が不適切と判断する行為や乙から是正を求められた行為を継続すること。

#### 第10条（データおよび情報の取扱い）

1. 本サービスの提供に関連して甲または対象施設の職員や関係者が取り扱う患者情報その他のデータ（以下「甲データ」という。）の管理責任は甲に帰属するものとする。乙は、本サービスの遂行上必要な範囲で甲データにアクセスし、取り扱うことができる。ただし、その場合でも乙は甲データの内容について何ら権利を取得するものではなく、本サービス提供の目的以外には利用しない。
2. 乙は、甲データについて秘密保持義務（第12条）および個人情報保護義務（第13条）を遵守し、甲データの漏洩、改ざん、滅失が生じないよう適切な安全管理措置を講じるものとする。
3. 本サービスの提供終了または本契約の終了時には、乙は甲データの取扱いについて甲の指示に従うものとする。

#### 第11条（知的財産権）

本サービスに関連して乙またはパートナーが提供するプログラム、ドキュメント、サービス仕様書、報告書等（以下「提供物」という。）に関する著作権、特許権、商標権等の知的財産権は、乙または当該提供物の権利者に帰属し、甲は本契約で明示的に許諾された範囲内でこれらを利用する権利を有するにとどまる。甲は、提供物を本サービス利用目的以外に無断で使用してはならず、第三者に開示・提供しないものとする。

#### 第12条（秘密保持）

1. 甲および乙（以下「当事者」という。）は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他一切の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、本契約の履行目的以外には使用せず、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。提供者から書面等で「秘密」または同義の表示がなされた情報、あるいはその性質上秘密と理解し得る情報は全て秘密情報に含まれるものとする。

2. 前項の義務は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。
  - (1). 相手方から開示を受けた時点ですでに公知であった、またはその後自己の責によらず公知となった情報
  - (2). 相手方から開示を受ける以前に既に正当に保有していた情報
  - (3). 相手方から開示を受けた後、第三者から守秘義務を課されることなく正当に入手した情報
  - (4). 相手方の秘密情報によらず独自に開発した情報
  - (5). 法令または裁判所もしくは政府機関の命令により開示を要求された情報（ただし、この場合には、可能な限り事前に相手方に通知し、開示範囲を最小限とするよう努めるものとする。）
3. 当事者は、秘密情報を本契約遂行のために知る必要のある役員、従業員および本契約に関与する受託者（乙が本サービス提供のために利用する協力会社等）に限って開示することができるものとする。この場合、当事者は当該役員・従業員・受託者等に本条と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、その履行について責任を負う。
4. 当事者は、相手方から要求があった場合、いつでも相手方の秘密情報（記録媒体や資料等を含む）を相手方に返還し、電子データ等については全て消去するものとする。

### 第13条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、本サービスの提供に関連して取得する個人情報（対象施設の担当者・従業員に関する情報や、本サービス提供過程で知り得た患者等の個人情報を含む）について、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令および乙の定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとする。
2. 乙は、取得した個人情報を本サービスの提供・維持管理、サポート対応および本サービスに関する情報提供（メンテナンス情報やサービス改善提案等）の目的にのみ利用し、本人の同意なく他の目的に利用しない。
3. 甲は、本サービスの提供に際し、乙に対して患者等の個人情報を提供する必要が生じる場合、当該患者等から必要な同意を取得するなど適法な手続を行うものとする。乙が本サービスの提供上やむを得ず患者情報等を取り扱う場合、乙は第12条および本条に従い厳重に当該情報を管理する。

4. 本サービスの提供に関して乙が甲から委託を受けて個人データの取扱いを行う場合、乙は当該委託された個人データについても法令を遵守し、安全管理のために必要な措置を講じる。乙は甲の指示に基づき当該個人データを取り扱い、本契約終了時には甲に返還または適切に廃棄・削除する。
5. 前各項に定めるもののほか、甲および乙は、本サービスに関連してそれぞれが取得・管理する個人情報について相互に協力して適切に保護し、万一個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には速やかに相手方に通知し、被害拡大防止のために協力するものとする。

#### 第14条（保証および免責）

1. 乙は、本サービスを善良な管理者の注意をもって提供し、本契約上定められたサービス内容に従い履行することを保証する。ただし、乙は本サービスが甲の特定の目的に完全に適合すること、または本サービスの利用により特定の成果が必ず得られることを保証するものではない。
2. 甲は、契約上定められたサービスに合致しない契約不適合を発見し、その旨を乙に通知した場合には、乙は無償にてこれを修補するものとする。ただし、本サービスの提供から3ヶ月以内に請求された場合に限るものとする。
3. 乙は、本サービスに関し、商品適格性・特定目的適合性・完全性・正確性・有用性などに関する黙示の保証を明示的に否認する。すなわち、本約款に明示的に定める以外のいかなる保証も行わず、本サービスの利用から生じる結果について甲に対し責任を負わない。
4. 甲は、本サービスの利用に起因して第三者に損害を与えた場合、自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、乙に生じた費用・損害があれば賠償しなければならない。
5. 以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、乙はその実施について何ら責任を負わないものとする。
  - (1). 甲の責に帰すべき事由または第三者の行為に起因する本サービスの不具合や一時停止（第6条第4項、第17条第2項で定める停止を含む）
  - (2). 本サービスの利用に関連して提供される他社製品または他社サービス（電子カルテソフト、クラウドサービス、通信回線等を含む）の不具合や障害
  - (3). 本サービスの実施に必要な対象機器の保守部品・代替品等が入手困難となった場合の本サービスの停止

(4). 天災地変、戦争、テロ、暴動、労働争議、感染症の蔓延、停電、政府行政指導その他の不可抗力に起因する本サービス提供の遅延・中断・履行不能

(5). その他乙の予見不可能な特殊な事情により生じた本サービスの停止

#### 第15条（サービス提供の廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとする。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の2ヶ月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとする。
3. 乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負わない。

#### 第16条（損害賠償）

1. 甲または乙が本契約上の義務違反により、相手方に損害を与えた場合、当該当事者は相手方に対し、当該違反の直接的結果として現実に発生した通常の範囲の損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 乙が甲に対し損害賠償責任を負う場合、その賠償総額は、甲が当該損害発生時点までの直近12ヶ月間に乙に支払った本サービス利用料金の総額を上限とするものとする。
3. 前項の規定は、故意または重大な過失に基づく損害賠償については適用しないものとする。

#### 第17条（契約解除・利用停止）

1. 甲または乙に以下の事由が一つでも発生した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1). 本契約または関連する個別契約に違反し、相手方から是正の催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されない場合
  - (2). 支払停止もしくは支払不能となった場合、または破産・民事再生・会社更生等の倒産手続開始の申立があった場合
  - (3). 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受けた場合
  - (4). 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受けた場合

- (5). 営業の廃止、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議した場合
  - (6). 第18条の表明保証に違反したことが判明した場合
2. 乙は、前項の場合のほか、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定め是正を催告した上で、本サービスの提供停止または本契約の解除を行うことができるものとする。
- (1). 甲が第6条所定の料金の支払を所定の期日までに行わず、催告後もなお支払がなされない場合
  - (2). 甲による本サービスの利用状況が第9条の禁止事項その他本契約上の義務に違反している疑いがあり、乙からの是正要求に応じない場合
  - (3). その他甲による本サービスの利用が不適切または不安定であり、このまま継続すると乙または他の利用者に支障を来すおそれがあると乙が判断した場合
3. 前二項の場合において、解除権を行使した当事者は、相手方へ損害の賠償を請求することができるものとする。解除により本サービス提供が途中で終了した場合でも、甲は乙に対して提供済み期間に対応する利用料金を支払う義務を免れないものとする。
4. 本契約が解除または期間満了その他の理由により終了した場合、甲は直ちに本サービスの利用を中止するものとする。なお、対象機器の返却・撤去作業は、甲が実施するものとする。
5. 本契約終了後も、第10条（データおよび情報の取扱い）、第11条（知的財産権）、第12条（秘密保持）、第13条（個人情報取扱い）、第14条（保証および免責）、第16条（損害賠償）、本条第3項乃至第5項、第18条（反社会的勢力の排除）、第22条（準拠法および合意管轄）の規定は有効に存続するものとする。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいう）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約するものとする。
  - (1). 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること

- (2). 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
  - (3). 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4). 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5). 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
  - (6). 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約するものとする。
3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとする。
- (1). 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
  - (2). 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
    - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
    - ② 事実と反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
    - ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
    - ④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
4. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとする。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとする。

#### 第19条（分離可能性）

本約款のいずれかの規定が法律または公序良俗に反して無効または執行不能である場合でも、本約款のその他の規定は、引き続き有効かつ執行力を有するものとする。

## 第20条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位もしくは本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、担保に供し、またはその他の処分をしてはならないものとする。ただし、乙が本サービスに係る事業を他社に承継させる場合（合併、会社分割、事業譲渡等による事業承継を含む）には、当該承継に伴い本契約上の地位および権利義務を当該承継先に譲渡することができるものとする。この場合、乙は甲に対し事前に通知するものとする。

## 第21条（約款の変更）

1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当するときは、民法第548条の4の規定に基づき、本約款の変更により変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、甲と合意することなく本約款の全部または一部を変更することができるものとする。

(1). 本約款の変更が、甲の一般の利益に適合するとき。

(2). 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 乙は、前項に基づき本約款を変更する場合、変更内容およびその効力発生日を、効力発生の少なくとも1ヶ月前までに甲に通知するものとする。通知の方法は書面の送付または電子メールの送信、乙のウェブサイト上での告知その他乙が適当と判断する方法によるものとする。変更内容の通知後、効力発生日以降も甲が本サービスの利用を継続した場合、甲は当該変更に同意したものとみなすものとする。

## 第22条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、当事者間で協議の上別途合意する場合を妨げない。

## 第23条（協議）

本約款に定めなき事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

附則（施行期日）

本約款は、2026年4月28日より施行する。